

《2014 福祉有償運送2月セミナー》

改正“地域公共交通活性化・再生法” 新“介護予防・日常生活支援総合事業” における移動の確保を考える

事業行政・監督行政から、やっと“政策行政”に変わろうとしたと指摘されている「交通政策基本法」(2013年12月成立・施行)に沿って、自治体が主体のバス、タクシー、自家用車有償運送などの組み合わせを含む「改正地域公共交通活性化・再生法」が、11月20日に施行されました。この法に基づく各自治体の形成計画には、①まちづくりなど地域戦略との一体性、②地域全体の総合的な公共交通ネットワーク、③多様な交通サービスの組み合わせ、④住民、関係者の連携——の四つが留意点とされています。

そして2015年4月からスタートする「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲」と絡んで、福祉交通体系を描く事務・権限が市町村にあずけられることとなります。

一方では、介護保険制度改正(2015年)と絡めた「新しい総合事業」の整備をめぐる、「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」(2014年7月)が発表されました。そこでは“医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを実現”することが謳われ、“市町村が効果

的かつ効率的に実施することができる新しい総合事業へと移行する”とされています。そしてサービスの中に、“移動支援”も明記されました。

移動制約者の移動手段の確保の問題は、住民総体の健康や生活とも密接に関係しており、当然“新たなまちづくり”と“福祉交通網・移動送迎支援サービス”とは一体であるべきです。しかし各市町村が、福祉有償運送を含め地域の交通データ等を総合的に収集し、実施計画へとつなげていくためには、さまざまな課題が指摘されているところです。

そうした法制度の改正や改編の動きの中で、移動制約者の“移動の確保”を真摯に受け止めようとする市町村(大阪市生野区、富田林市、箕面市、和歌山県橋本市など)では、さまざまな制約を受けながらも、一つひとつの努力の道程が少しずつ伝わり始めてきています。

今回のセミナーでは、現在、出ている諸制度のポイントなどの講演・報告をお受けしながら、今年の足元からの課題をともに考えていきたいと思えます。

改正“地域公共交通活性化・再生法”、新“介護予防・日常生活支援総合事業” における移動の確保を考える

■ 日 時 : 2015年 2月 8日(日) 13:00~16:00

■ 会 場 : アルフィック大阪 307号室

(大阪市浪速区戎本町 1-8-20 / 裏面に地図あり)

■ 資料代(カンパ): 500円

■ 主 催 : 関西STS連絡会

(問合せ: 関西STS連絡会 TEL/FAX: 06-4396-9189 E-mail: k-sts@e-sora.net)

■ 共 催 : NPO法人 全国移動サービスネットワーク
NPO法人 移動送迎支援活動情報センター

■ 後 援 : 国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部 (申請予定)

※ このセミナーは大阪府地域福祉振興助成金の助成をうけています。

セミナー次第

来賓挨拶

・国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部 旅客第二課（依頼中）

対談

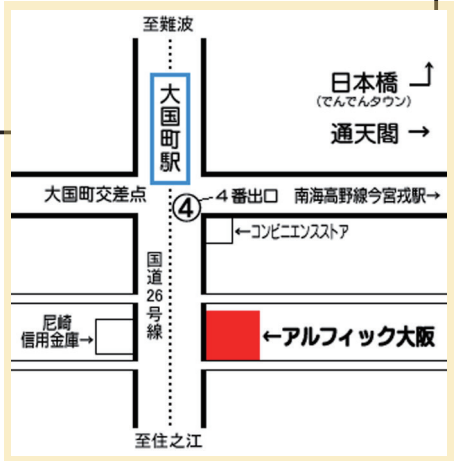
- 「“改正地域公共交通活性化・再生法”における移動の確保を考える」：
 - ・「改正地域公共交通活性化・再生法」：吉田樹さん（福島大学経済経営学類 准教授）
 - ・「タクシーの現状と福祉有償運送」：猪井博登さん（大阪大学大学院 交通・地域計画学領域 助教）
 - ・「介護予防と移動送迎事業」：柳原崇男さん（近畿大学理工学部 社会環境工学科 講師）

報告

- 「介護予防・日常生活支援総合事業について」：
 - ・報告：遠藤準司さん（関西 STS 連絡会／NPO 法人アクティブネットワーク・代表）

まとめ

- ・まとめ：三星昭宏さん（近畿大学・名誉教授）
- ・行動提起：柿久保浩次さん（関西 STS 連絡会・事務局）



【アルフィック大阪・アクセス】

- 地下鉄：御堂筋線、四ツ橋線「大国町駅」4番出口より南に
- 南海高野線：「今宮戎駅」より西南に

----- (申し込み用紙) -----

氏名	
団体名	
団体住所 及び連絡先	〒 _____ 電話番号 (_____) FAX 番号 (_____)

個人情報保護法に基づき提供された個人情報は
その目的以外の用途には利用しません。

FAX. 06-4396-9189